岡山県林地開発許可に関する規則

令和元年７月５日　岡山県規則第39号
一部改正　令和２年４月３日　岡山県規則第42号
一部改正　令和５年３月３日　岡山県規則第８号
一部改正　令和８年５月１日　岡山県規則第41号

（趣旨）

第１条　この規則は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の２第１項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）の許可（以下「開発許可」という。）に関し、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（開発者の努力義務）

第２条　開発行為を行う者（以下「開発者」という。）は、開発許可の申請前に知事が別に定める方法により、開発行為を行う土地の区域（以下「開発区域」という。）の周辺住民が開発行為に対する理解を深めるための措置を講ずる等円滑に開発行為が実施できるよう努めるものとする。

（開発許可の申請）

第３条　開発者は、開発許可を受けようとするときは、知事が別に定める申請書に省令第４条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付して、当該開発行為を行う森林の区域（以下「開発行為に係る森林」という。）の面積が10ヘクタール以上のものにあっては知事に、10ヘクタール未満のものにあっては当該開発行為に係る森林が存する区域を所管する県民局長（開発行為に係る森林が２以上の県民局の所管区域にわたるときは、主たる開発行為に係る森林を所管する県民局長。以下「県民局長」という。）に申請しなければならない。

（１）　開発行為を行う森林及び当該森林に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地を含む区域（以下この号及び第10号において「開発行為をしようとする森林」という。）の所在場所、地積及び権利の取得状況等を示した書類（以下この号において「地番明細書」という。）及び開発行為をしようとする森林以外の土地の地番明細書

（２）　開発行為に係る森林に隣接する土地の権利者の境界確認書等（国土調査等により境界が明確になっている場合を除く。）

（３）　開発区域の周辺住民に対する開発行為に対する理解を深めるための措置等の実施状況を示す書類

（４）　開発行為の計画に係る工程表

（５）　開発行為をしようとする森林の区域内に残置し、若しくは造成した森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）及び主要防災施設の維持管理計画書

（６）　防災施設計画書

（７）　土量計算書

（８）　開発区域の写真、公図、求積図、現況図、流域現況図及び利用計画図

（９）　防災工事配置図

(10)　防災施設設計図

(11)　建築物等概要図
(12)　造成する森林又は緑地の造成方法（植栽樹種、植栽本数等）を記載した書類
(13)　利用後の原状回復方法を記載した書類（一時利用の場合に限る。）
(14)　開発行為に係る全体計画の概要及び期別計画の概要を記載した書類
(15)　その他参考となる書類

（開発許可の基準）

第４条　法第10条の２第２項及び第３項に規定する要件を満たすための技術基準は、別表に定めるとおりとする。

（標識の掲示）

第５条　開発許可を受けた開発者は、開発許可の期間中、開発区域の見やすい場所に知事が別に定める標識を設置しなければならない。

（開発行為の着手又は完了の時期の変更の届出）

第６条　開発許可を受けた開発者は、開発許可を受けた開発行為の計画（以下「許可計画」という。）の着手又は完了の時期を変更しようとするときは、知事が別に定める様式により、速やかに知事又は県民局長に届け出なければならない。

（開発行為着手の届出）

第７条　開発許可を受けた開発者は、開発行為に着手したときは、知事が別に定める様式により、速やかに知事又は県民局長に届け出なければならない。

（開発者の氏名等の変更の届出）

第８条　開発許可を受けた開発者は、開発者の氏名、名称及び住所に異動があったときは、知事が別に定める様式により、速やかに知事又は県民局長に届け出なければならない。

（災害発生の届出）

第９条　開発許可を受けた開発者は、当該開発行為の期間中に災害により被害を受けたときは、適切な措置を講ずるとともに、知事が別に定める様式により、遅滞なく知事又は県民局長に届け出なければならない。

（地位承継の届出）

第10条　開発者の地位を承継した者は、知事が別に定める様式により、遅滞なく知事又は県民局長に届け出なければならない。

（開発行為の計画変更）

第11条　開発許可を受けた開発者は、次に掲げる場合に該当して許可計画の変更をしようとするときは、当該変更に係る部分の工事を中断した上、当該許可計画の変更の許可を知事又は県民局長に申請しなければならない。

（１）　許可計画の目的を変更する場合
（２）　許可計画に係る森林の土地の面積が、10ヘクタール以上のものにあっては当該変更により１ヘクタール以上、10ヘクタール未満のものにあっては当該変更により１割以上増加する場合
（３）　当該変更により主要な防災施設又は残置する森林の配置の重要な変更を伴う場合
（４）　許可計画の変更により、開発行為に係る森林の面積が10ヘクタール以上となる場合（平成３年９月18日以降に開発許可を受け、又は許可計画を変更（面積の変更に伴うものに限る。）したものに限る。）
（５）　法第10条の２第２項各号に掲げる事項に係る計画に重要な変更が生じる場合

２　第２条から第４条までの規定は、第１項の規定による許可計画の変更の許可について準用する。

第12条　開発許可を受けた開発者が前条第１項各号に該当しない計画の変更をしようとするときは、あらかじめ知事が別に定める様式により知事又は県民局長に届け出なければならない。

（開発行為の状況報告等）

第13条　法第188条第１項の規定により、知事又は県民局長は、開発許可を受けた開発者の開発行為の期間が１年を超える場合は、毎年６月末及び12月末現在の次に掲げる事項について報告を徴収するものとする。

（１）　開発行為の実施状況

（２）　防災措置の実施状況

（３）　その他知事が必要と認める事項

（中止又は廃止の届出）

第14条　開発許可を受けた開発者は、開発行為を中止し、又は取りやめようとするときは、速やかに知事又は県民局長に届け出るとともに、知事又は県民局長の指示に従い必要な防災措置を講じなければならない。

２　開発許可を受けた開発者は、中止した開発行為を再開しようとするときは、速やかに知事又は県民局長に届け出なければならない。

（完了の届出）

第15条　開発許可を受けた開発者は、開発行為が完了したときは、知事が別に定める様式により知事又は県民局長に届け出なければならない。

（指導監督）

第16条　知事又は県民局長は、開発者がこの規則並びに許可計画及び法第10条の２第４項の条件（以下「許可条件」という。）を誠実に遵守していないことを確認したときは、必要に応じて、当該開発者に対して、この規則並びに許可計画及び許可条件を遵守するよう指導することができる。

２　法第10条の３第２項の規定による次に掲げる事項の公表は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

（１）　開発行為の中止の命令又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けた者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）

（２）　違反の内容

（３）　正当な理由がなく従わなかった命令の内容

（４）　第１号に規定する命令に係る森林の土地の地番

（５）　その他知事が必要と認める事項

（開発許可を要しない開発行為の調整）

第17条　法第10条の２第１項第１号及び第３号に規定する開発行為をしようとする者は、知事が別に定める書類を添付して県民局長に協議しなければならない。

２　前項の開発行為が完了したときは、知事が別に定める様式により速やかに県民局長へ届け出るものとする。

附　則

（施行期日）

この規則は、令和元年10月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和２年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前に森林法（昭和26年法律第249号）第10条の２第１項の規定による許可の申請があった開発行為（同項に規定する開発行為をいう。）については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、令和８年８月１日から施行する。ただし、第16条に１項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前に森林法（昭和26年法律第249号）第10条の２第１項の規定による許可の申請があった開発行為（同項に規定する開発行為をいう。）については、なお従前の例による。

別表（第４条関係）

開発行為の技術基準

１　安全措置に関する技術基準

(1) 開発区域内の地盤が軟弱である場合には、地盤沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないよう土の置換え、水抜き等の措置を講ずること。

(2) 開発行為は、原則として、現地形に沿って行われ、土砂の移動量が必要最小限度であること。

(3) 切土の法面勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して現地に適合したものであること。

(4) 開発行為によって、崖（地平面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤以外のもの。以下同じ。）が生じる場合には、崖の上端に続く地盤面は原則としてその崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をとること。

(5) 切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれがないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

(6) 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように杭打ちその他の措置を講ずること。

(7) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されていること。

(8) 盛土は、30センチメートル以下ごとに水平層にして順次盛り上げ、その層ごとに十分締め固めが行われるものであること。

(9) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施の措置を講ずること。

(10) 盛土の法面勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。また、盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には、勾配が35度以下であること。

(11) 盛土に緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じるおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講じられていること。

(12) 開発行為によって生じる崖面又は法面は、植生による保護（実播工、伏工、筋工、芝張り、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合は、人工材料による適切な保護（擁壁、石張り、モルタル吹付け、法枠工、柵工、網工等）により風化その他の表面水、湧水、渓流等の浸食に対して保護することとし、工種は土質、気象条件等を考慮して決定し適期に施工すること。なお、擁壁で覆わない崖又は法にあっては、垂直高５メートル以内ごとに適当な小段（幅１メートル以上）を設け、必要な排水施設を設けること。

(13) 工作物（排水施設及び防災施設を除く。）を設置するための斜面（自然斜面を含む。）においても、原則として、おおむね垂直高５メートル以内ごとに排水施設を設けることとする。ただし、土質調査によって設置間隔の明確な根拠が示されれば、当該設置間隔によることとする。

(14) 水平な地盤面に対する勾配が20度以上でかつ斜面の下端と上端の高低差が５メートル以上の斜面（切土、盛土及び自然斜面）に工作物（排水施設及び防災施設を除く。）を設置する場合は、高低差が最大となる斜面で土質区分及び斜面形態ごとにそれぞれ１箇所以上を抽出し、修正フェレニウス法によって安定性の検討を行い、算式により求めた安全率は、1.2以上を満たすこと。なお、土質定数は、土質調査等、合理的根拠に基づくこと。

(15) 人家、学校、道路等に近接する場合は、切土をした土地の部分に生じる高さが２メートルを超

える崖若しくは法、盛土をした土地の部分に生じる高さが１メートルを超える崖若しくは法又は切土及び盛土を同時にした土地に生じる高さが２メートルを超える崖若しくは法には、擁壁を設置すること。ただし、硬岩盤である場合又は切土をした土地の部分に生じることになる崖若しくは法の部分で、次のいずれかに該当するものの崖又は法についてはこの限りでない。

ア　土質が次の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60°	80°
風化の著しい岩	40°	50°
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	35°	45°

イ　土質がアの表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え同表の右欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離５メートル以下のもの。この場合において、(15)（イを除く。）に規定する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、崖の部分は連続しているものとみなす。

(16) (15)により設置する擁壁は、原則として鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造とすること。

(17) 擁壁の構造は、構造計算、調査等によって次のいずれにも該当すること。

ア　土圧、水圧及び自重によって擁壁が破壊されないこと。

イ　土圧、水圧及び自重によって擁壁が転倒（安全率1.5以上）しないこと。

ウ　土圧、水圧及び自重によって擁壁が沈下しないこと。

エ　土圧、水圧及び自重によって擁壁が滑動（安全率1.5以上）しないこと。

(18) 擁壁には、その裏面の排水をよくするため原則として壁面の面積３平方メートル以内ごとに少なくとも１個の内径が7.5センチメートル以上の陶管等耐久材料を用いた水抜穴を設け、擁壁の裏面には次の表の基準の透水層を設置すること。

擁壁の高さ	透水層の厚さ	
	上端	下端
3.0m以下	30cm	40cm
3.0mを超え4.0m以下	30cm	50cm
4.0mを超え5.0m以下	30cm	60cm
5.0mを超えるもの	30cm	60cmに擁壁の高さが５mを１m増すごとに10cmを加える。

注　透水層の上端とは、擁壁天端面の下部30センチメートル程度とする。

(19) 開発行為によって生じる崖面を覆う擁壁の高さが２メートルを超えるものについては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第142条（同令第７章の８の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。

(20) 開発区域並びにその周辺の地形及び地表の状況を勘案して、開発行為により土砂の流出が予

想される場合は、下流域に対する災害を防止するため開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の土砂流出防止施設の設置、森林の残置等の措置を適切に講じること。

(21) 土砂流出防止施設は、土砂を適切に防止できる規模を有するとともに、適切な位置に設置することとし、えん堤等の構造は、治山技術基準によるものとする。

(22) 落石、雪崩、飛砂等の災害を発生させるおそれがある場合には、落石防止柵、雪崩防止柵又は静砂垣の設置を適切に講じること。

(23) 土砂流出防止施設は、開発区域の規模、開発後の地表の状態等から推定される流出土砂量から下流へ無害に流される許容流出土砂量を差引いた土砂量に対応するものであること。

(24) 開発前の地形及び地表の状態から流出していたと推定される流出土砂量をもって許容流出土砂量とする。

(25) １年間の流出土砂量は、開発区域の規模、地表の状態等により次の表を基準とする。

地表の状態	１ha当たりの年間流出土砂量	流出平均厚さ
裸地、荒廃地等	200～400m^3	20～40㎜
皆伐地、草地等	15m^3	1.5㎜
択伐地	2m^3	0.2㎜
普通の林地	1m^3	0.1㎜

注１　工事によりかき起こした面積については、裸地に準じる。

２　工事期間（最低４箇月とする。）中の流出土砂量は、次式による。

$$（工事面積）\times（１\text{ha当たりの年間流出土砂量）}\times\frac{工事期間}{12箇月}$$

３　脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合（全面的にリルが発達しているもの又はガリーが存在するもの）は、この表の規定にかかわらず、１ha当たりの年間流出土砂量を600m^3とする。

(26) 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものとし、その量は、人家、農地及び農業用施設又は公共的施設並びにその周辺地域では５年分以上とし、それ以外の地域では３年分以上とする。

(27) 流出土砂については、できる限り各部分で抑止すること。

(28) 工事後に残土がある場合は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている場所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上選定することとし、法面の勾配、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないこと。

(29) 地形、地表等の状態から、土砂の流出の可能性のある渓流がある場合は、土砂流出防止施設を設けるほか、周辺の既存林地を残す等土地利用上の土砂災害防止に配慮すること。

(30)他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合において、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するために必要があるときは､貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられていること。

(31) 周辺における水利用の実態からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合は、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講じられていること。

2　排水施設等に関する技術基準

(1) 排水施設は、開発区域の規模、地形、予定施設の用途、降水量等から想定される雨水及び汚水を適切に排水できる能力を有する構造とすること。

(2) 排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況等を勘案して雨水及び汚水を適切に排出できる開発区域外の排水施設又は海、湖沼、河川その他公共の水域に接続させること。この場合、当該開発区域外の小河川又は水路の流下能力分以上は、洪水調節のため一時雨水を調節池に貯留して調節すること。ただし、下流の小河川水路を局部的に改修することにより、当該小河川水路の流下能力を増加させその調節容量を減量することができる。

(3) 排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障のない場所に設置すること。

(4) 農業用ため池に雨水を排出させるときは、当該ため池の安全の確保を図るため必要な措置を講じること。

(5) 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように少なくとも20パーセントの余裕を有することとし、流速は、原則としてマニング式により求めること。

(6) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出すること。

ア　Q＝1／360・ｆ・ｒ・A

Q：雨水流出量（m^3/sec）

ｆ：流出係数

ｒ：設計雨量強度（㎜/hr）

A：集水区域面積（ha）

イ　設計雨量強度は表１の単位時間内の10年確率で想定された雨量強度を下限とすること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合等、排水施設の周囲にいっ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、表１の単位時間内の20年確率で想定された雨量強度を下限とするほか、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第１項第４号ロ又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第８条第１項第４号に規定する要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象が事業区域に隣接している場合については、表１の単位時間内の30年確率で想定された雨量強度を下限とすること。

ウ　流出係数は、表２を参考として定めるものとする。ただし、太陽光発電施設（パネル部分に限る。）を設置する箇所については、流出係数を0.9から1.0までとする。

表１　　単位：㎜/hr

流域面積	単位時間	３年確率降雨強度		10年確率降雨強度		20年確率降雨強度		30年確率降雨強度		200年確率降雨強度	
		南部	北部	南部	北部	南部	北部	南部	北部	南部	北部
50ha以下	10分	90	100	120	130	140	150	150	160	220	230
100ha以下	20分	70	80	100	110	110	110	120	120	180	190
500ha以下	30分	50	60	80	90	90	90	100	100	160	160

注　南部とは、備前県民局、東備地域事務所、備中県民局、井笠地域事務所、高梁地域事務所及び真庭地域事務所（旧北房町の区域に限る。）の所管区域とし、北部とは、新見

地域事務所、美作県民局、真庭地域事務所（旧北房町の区域を除く。）及び勝英地域事務所の所管区域とする。

表２

種類	流出係数	標準値
急しゅんな山地	0.75～0.90	0.80
三紀層山丘	0.70～0.80	0.75
起伏のある山地・樹林	0.50～0.75	0.60
平たんな耕地	0.45～0.60	0.55
かんがい中の水田	0.70～0.80	0.75
平地・小河川	0.45～0.75	0.60
裸地	0.80～1.00	0.90
草地	0.40～0.80	0.60

注１　流出係数は表２を基準とし、これらが混在する場合は、加重平均により算出すること。

２　保安林については、平たんな耕地の流出係数は0.5を下限とすること。

(7) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置場所からみて出水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は必要に応じ２(5)に規定するものより大きくすること。

(8) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩き工の設置その他の措置を適切に講じること。

(9) 当該開発区域の下流の河川等において、当該開発行為に伴い増加する50年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量（開発中及び開発後）を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、洪水調節池等の設置その他の措置を適切に講ずることとし、安全に流下させることができない地点の選定及び洪水調節池の設置その他の措置の決定は、当該河川管理者との協議によるものとする。

ア　洪水の規模が、年超過率で１／50以下の全ての洪水について、開発後におけるピーク流量の値を調節池下流の流下能力の値まで調節するとした場合の調節池の洪水調節容量は、１／50確率降雨強度曲線を用いて求める次式のＶの値を最大とするような容量をその必要調節容量とする。

$$V=\left(ri-\frac{rc}{2} \right) ti \cdot f \cdot A \cdot 0.2778$$

Ｖ：必要調節容量（m^3）

ｆ：（開発中・開発後）の流出係数

Ａ：流域面積（km^2）

rc：調節池下流の流下能力の値に対応する降雨強度（㎜/hr）

ti：任意の継続時間（１時間以上）

ri：１／50確率降雨強度曲線上の任意の継続時間ｔに対応する降雨強度（㎜/hr）

下流許容放流量（QPC）に対応した降雨強度（rc）は次式によって求めること。

$$rc = \frac{QPC}{0.2778 \cdot f \cdot A}$$

rc：調節池下流の流下能力の値に対応する降雨強度（㎜/hr）

QPC：下流許容放流量（m^3/sec）

f ：（開発中・開発後）の流出係数

A：流域面積（km^2）

イ　調節池の設計堆積土砂量は１(26)に準じて積算すること。

ウ　調節池の周壁は、コンクリート擁壁、練石積等により、法面は石張り、芝張り等により保護すること。

エ　余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては表１の単位時間内の200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのそれの1.2倍以上のものであること。

(10) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。

(11) 設計流速は、汚水管渠（きょ）にあっては、0.6m/sec～3.0m/sec、その他の管渠（雨水管渠、遮集管渠等）にあっては、0.8m/sec～3.0m/secとすること。

なお、一般には流速は下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従い小さくなるようにする。

(12) 排水路及び雨水並びに汚水管渠の流出計算は次の式のいずれかを用いること。

ア　クッター公式

$$V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + \left(23 + \frac{0.00155}{I}\right) \cdot \frac{n}{R^{1/2}}} \cdot (R \cdot I)^{1/2}$$

$$Q = A \cdot V$$

イ　マニング公式

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

$$Q = A \cdot V$$

V：流速（m/sec）

Q：流量（m^3/sec）

A：流水断面積（m^2）

n：粗度係数

- 塩化ビニール管　0.010
- ヒューム管　0.013
- 現場打コンクリート　0.014～0.015
- 石積　0.025

R：径深 $= \frac{A}{P}$（m）

Ｉ：勾配

Ｐ：潤辺（ｍ）

(13) 洪水調節池について、この基準に定めのない事項については、知事が別に定める基準によること。

(14) 排水施設は、鉄筋コンクリート等堅固で耐久力を有し、かつ、漏水を最小限度とする構造であること。

(15) 排水施設のうち、暗渠である構造の部分の内径又は内法幅は20cm以上であること。

(16) 排水施設のうち、暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、桝又はマンホールが設けられ、桝又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべき桝又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

ア　公共の用に供する管渠の始まる箇所

イ　下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときはこの限りでない。

ウ　管渠の直線部においても次表の範囲内で設置すること。

管径	300㎜以下	300㎜を超え600㎜以下	600㎜を超え1,000㎜以下	1,000㎜を超え1,500㎜以下	1,500㎜を超え1,650㎜以下
最大間隔	50ｍ	75ｍ	100ｍ	150ｍ	200ｍ

(17) 桝又はマンホールの底には、専ら雨水を排除すべき桝にあっては深さが15センチメートル以上の泥溜めが、その他の桝又はマンホールにあってはその接続する管渠の内径又は内法に応じ、相当の幅のインバートが設けられていること。

3　自然保護に関する技術基準

(1) 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じて、相当面積の森林又は緑地の残置若しくは造成が適切に行われること。「相当面積の森林又は緑地の残置若しくは造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には可及的速やかに伐採前の植生回復を図ること等により森林又は緑地が造成されるものであること。この場合において、残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）内の森林面積に対する割合は、表３の事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合によるものとする。また、残置し又は造成する森林又は緑地は、表３の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。なお、表３に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表３に準じて適切に措置されていること。

表３

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等

別荘地の造成	残置森林率はおおむね60％以上とする。	1　原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2　１区画の面積はおおむね1,000㎡以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね30％以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60％以上とする。	1　原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2　滑走コースの幅はおおむね50m以下とし複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100m以上の残置森林を配置する。 3　滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は１箇所当たりおおむね５ha以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50％以上（残置森林率おおむね40％以上）とする。	1　原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね20m以上）を配置する。 2　ホール間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね20m以上）を配置する。
宿泊施設・レジャー施設の設置	森林率はおおむね50％以上（残置森林率おおむね40％以上）とする。	1　原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2　建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40％以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3　レジャー施設の開発行為に係る１箇所当たりの面積はおおむね５ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場及び事業場の設置	森林率はおおむね25％以上とする。	1　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。また、開発行為に係る森林面積がおおむね20ha以下の団地を複数造成することとし、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が10ha以上20ha未満の場合は、極力周辺部に、幅おおむね20m以上の森林を配置する。 3　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が10ha未満の場合は、極力周辺部に森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね20％以上（緑地を含	1　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又

	む。）とする。	は造成森林若しくは緑地を配置する。この場合以外の場合にあっても極力周辺部に森林又は緑地を配置する。 2　開発行為に係る１箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30ｍ以上の残置森林又は造成森林又は緑地を配置する。
土石等の採掘又は残土による埋立		1　原則として周辺部に幅おおむね30ｍ以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2　採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し、小段平たん部には必要に応じ客土等を行い植栽する。
太陽光発電施設の設置	1　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ha未満の場合は、森林率はおおむね25％（残置森林率おおむね15％）以上とする。 2　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ha以上の場合は、残置森林率はおおむね60％）以上とする。	1　稜線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2　開発行為に係る１箇所当たりの面積（太陽光発電設備（当該設備に付帯する設備を含む。）又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積をいう。）はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30ｍ以上の残置森林又は造成森林を配置する。ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ha以上の場合は、全て残置森林を配置する。 3　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ha以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね30ｍ以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間又はその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。 4　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上40ha未満の場合は、原則として周辺部に幅おおむね30ｍ以上の残置森林又は造成森林（一部又は全部が連続した残置森林であること。）を配置する。 5　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が10ha以上20ha未満の場合は、原則として周辺部におおむね20ｍ以上の残置森林又は造成森林（一部又は全部が連続した残置森林であること。）を配置する。 6　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が10ha未満の場合は、原則として周辺部に残置森林又は造成森林（一部又は全部が残置森林）を配置する。

注１　「残置森林率」とは、残置森林のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

2　「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等

の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

3　「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

4　学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等にあっては工場、事業場の基準を、ゴルフ練習場にあってはゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

5　１事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。この場合、残置森林等は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界に幅おおむね30メートル以上の残置森林等を配置するものとする。

6　過去に林地開発許可を受けて開発した区域を含んで再開発する場合において、新たに開発する森林面積が10ヘクタール以上の時は、当初開発時点の森林面積に対して20パーセント以上を保全することとする。ただし、当初開発時の対象森林箇所が不明な場合は、案分計算によって当該森林面積を算出し、その面積に対して20パーセント以上を保全することとする。

(2) 造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適するよう、原則として樹高１メートル以上の高木性樹木を表４を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を期待する造成森林にあっては、可能な限り大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

表４

樹高	植栽本数（１ha当たり）
１ｍ	2,000本
２ｍ	1,500本
３ｍ	1,000本

(3) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等（貴重な動植物の保護を含む。）の必要がある場合には、開発区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成（必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含む。）が行われること。

(4) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮少するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられること。

4　開発行為に伴う工事の仕様

開発行為に伴う工事の仕様は、別に定めるものとする。